

令和3年度 公文書開示（6月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R3. 4. 7	R3. 6. 1	都市整備局市街地建築部建築企画課が保有する、以下の公文書一式。決裁文書を含む。 ・令和2年7月22日付の建築計画連絡書（3街区） ・令和3年1月19日付の建築計画連絡書（3街区）	※	1														印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築企画課
2	R3. 5. 31	R3. 6. 2	小金井市〇〇五丁目〇〇番〇〇、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部、同番〇〇の一部及び同番〇〇の一部における建築基準法第43条第2項第2号許可に係る協定図	1	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
3	R3. 5. 25	R3. 6. 3	令和3年5月12日 BCJ21本建確015 上記についての建築計画概要書の写し	※	1														—	都市整備局市街地建築部建築指導課
4	R3. 5. 25	R3. 6. 3	東京都東久留米市〇〇三丁目〇〇番〇〇における旧建築基準法第43条第1項ただし書許可に関する協定図、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書	3	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
5	R3.4.7	R3.6.4	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月28日付30都市政土第630号「国家戦略特別区域法に基づく特例の活用に係る調整について（依頼）」 令和2年7月3日付2都市政土第247号「東京都市計画品川駅周辺地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書の一部変更の報告について」 令和3年3月18日付2都市政土第1113号「東京都市計画品川駅周辺地区再開発等促進区を定める地区計画（区域1～4）企画提案書の一部見直し報告書の提出について」 	307		1				1		1	1								<p>(7条1号、3号及び4号) 図面は、著作者等の許諾を得られておらず、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。本件建築物は、現在、建設中の案件であり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 天空率測定に係る資料及びスケジュール表は、これらを公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号及び4号) 建物内部の間取りが分かる情報等は、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
6	R3. 4. 7	R3. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年9月10日付30都市政開第74号「東京都都市再生分科会における意思決定の確認について（品川駅北周辺地区）」 平成30年8月28日付「国家戦略特別区域法に基づく特例の活用に係る調整について（依頼）」 平成30年11月21日付30都市政開第107号「都市再生特別地区（品川駅北周辺地区）特定事業の実施に係る協定の締結について」 令和2年7月13日付2都市政開第59号「都市再生特別地区に係る履行報告（品川駅北周辺地区）」 	117		1					1	1	1	1	1	1			<p>（7条1号、3号及び4号）図面は、著作者等の許諾を得られておらず、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。また、本件建築物は、現在、計画中の案件等であり、これらを公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>（7条2号）氏名、代表取締役の生年月日等は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>（7条3号）資金計画等は、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>（7条3号及び6号）都市再生特別地区に係る履行状況及び主要履行状況報告は、事業者が建設中の施設計画に関する情報であり、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。また、都と都以外の第三者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条4号）印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>（7条5号）都市再生特別地区検討会及び都市再生プロジェクト検討会議における主な意見は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部開発企画課
7	R3. 4. 7	R3. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> ①平成30年8月28日付「国家戦略特別区域法に基づく特例の活用に係る調整について（依頼）」のうち履歴事項全部証明書及び登記事項証明書 ②平成30年9月10日付30都市政開第74号「東京都都市再生分科会における意思決定の確認について（品川駅北周辺地区）」のうち都市計画（素案）品川駅北周辺地区 															<p>①法令の規定による書面の交付の対象となる公文書に該当し、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等に該当するため（条例第2条の2に該当）</p> <p>②東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課において、一般の閲覧に供し、貸し出しを行っており、当該情報が迅速かつ簡便に入手できるため（条例第18条第2項に該当）</p>	都市整備局都市づくり政策部開発企画課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R3. 4. 7	R3. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年8月8日付「みどりの計画書」 平成30年5月23日付「大規模建築物等の建築等に係る事前協議書」 平成30年8月10日付「大規模建築物等の建築等に係る事前協議書」(30都市政緑協第1号)の変更に係る報告書」 令和2年6月30日付「大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)」 令和3年2月8日付「大規模建築物等の建築等に係る事前協議書(変更報告書)」 	469		1					1	1	1	1					<p>(7条1号、3号及び4号) 図面は、著作者等の許諾を得られておらず、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。本件建築物は、現在、建設中の案件であり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため</p> <p>(7条3号) 計画概要に記載されたスケジュールは、事業者が建設中の施設計画に関する情報等であり、公にすることにより、事業者の事業のノウハウなどの競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。また、事前協議書に記載された法人の電話番号は、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量にあり、円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるなど、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号及び4号) 建物内部の間取りが分かる情報等は、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(7条3号及び6号) 事前協議書に記載された法人の対応方針等は、事業者が建設中の施設計画に関する情報であり、公にすることにより、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。また、都と都以外の第三者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
9	R3. 4. 7	R3. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月17日付2第556号建築計画概要書(3街区) 令和3年2月8日付第1176号建築計画概要書(3街区) 	22		1													—	都市整備局市街地建築部建築指導課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
10	R3. 4. 7	R3. 6. 4	2都市建指建第1340号 (建築基準法第6条第1項に基づく確認申請図書)			1												建築主事が確認済証の交付を行う前における確認申請の内容は、当該確認に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査中の情報であり、当該情報を公にすることにより、都民が当該情報を建築基準関係規定に適合しているものとして消費行動や経済活動を行うなど、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
11	R3. 4. 7	R3. 6. 4	標識設置届 平成31年度 第93号 (受付日 令和2年2月6日)															当該公文書は、東京都情報公開条例第18条2項に規定する都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供することを目的とする施設において、一般に閲覧させることができるものとされているものと同一の情報が記載されているため	都市整備局市街地建築部建築指導課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
12	R3. 4. 7	R3. 6. 4	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年3月9日付2都市建指建第969号「建築基準法第44条第1項第4号ただし書の規定に基づく許可について」(1街区) ・建築審査会同意議案資料(1街区) ・令和3年3月19日付2第1348号「許可申請書」(1街区) ・令和2年9月17日付2第556号「建築基準法第6条の2第5項の規定による確認審査報告書」(3街区) ・令和3年2月8日付2第1176号「建築基準法第6条の2第5項の規定による確認審査報告書」(3街区) ・令和2年8月3日付2都市建指建第384号「土地区画整理法第76条第1項の規定に基づく許可について」(3街区) ・令和2年7月14日付2都市建指建第88号「建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく認定について」(3街区) ・令和3年1月8日付2都市建指建第901号「建築基準法第68条の5の6第1項の規定に基づく認定について」(3街区) 外3件	283		1					1	1	1	1				<p>(7条1号、3号及び4号) 図面は、著作者等の許諾を得られておらず、当該部分を開示することにより、著作者等の権利を侵害すると認められるため。本件建築物は、現在、建設中の案件であり、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため</p> <p>(7条2号) 氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため</p> <p>(7条2号及び4号) 警視庁職員(非管理職)の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものであるため。また、公にすることにより、犯罪の予防及び捜査活動等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 用途別床面積等は、公にすることにより、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号及び6号) 法人との協議に係る議事録に記載された記事内容は未公表の内容であり、法人の事業内容等の一部を公にすることで、当該法人の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるため。また、議事録は公表されることを前提としておらず、公開することにより将来の同種審議を抑制や、事務事業の執行を妨げるおそれがあるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 内線番号は、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の連絡が大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建築指導課
13	R3. 5. 22	R3. 6. 4	〇〇株式会社が、確認検査員が建築基準法第7条の2第5項の規定に適合しない手続きを行って、指定確認検査機関として検査済証を交付したことについて、国土交通省とやりとりした内容が分かる文書一式。決裁文書等を含む。					1										当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	都市整備局市街地建築部建築企画課
14	R3. 4. 8	R3. 6. 7	令和3年3月29日付国都計第174号、2都市基街第374号(写し)	※	1													—	都市整備局都市基盤部街路計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
19	R3. 6. 1	R3. 6. 11	調査報告書（平成27年11月30日付研本コ第20019号）	※	1						1	1	1								(7条2号・4号)不動産鑑定士の直筆署名、印影は個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものに該当するため。また、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条3号)不動産鑑定会社が独自に収集した取引事例等の情報は不動産鑑定会社が独自に収集・加工した情報が含まれており、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位、その他社会的な地位が損なわれるため	都市整備局市街地整備部再開発課
20	R3. 5. 31	R3. 6. 11	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年5月31日現在）	※	1																—	都市整備局市街地建築部建設業課
21	R3. 6. 1	R3. 6. 11	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年5月31日現在）	※	1																—	都市整備局市街地建築部建設業課
22	R3. 4. 16	R3. 6. 11	・「【東京都】〇〇マンション〇〇の報告をお願いします」（令和3年4月16日付け8:45） ・「FW:【東京都】〇〇マンション〇〇の報告をお願いします」（令和3年4月16日付け13:01） ・「【新宿区(第1報)】RE:【東京都】〇〇マンション〇〇の報告をお願いします」（令和3年4月16日付け15:55） ・「RE:【新宿区(第1報)】 RE:【東京都】〇〇マンション〇〇の報告をお願いします」（令和3年4月16日付け17:10）	※	1						1				1						(7条2号及び6号)職員のメールアドレスは、職員の個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号)公表されていない携帯電話番号、携帯電話のメールアドレス、内線番号、直通番号及び組織共有メールアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の電話又はメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築企画課
23	R3. 6. 3	R3. 6. 11	東大和市〇〇〇一丁目〇〇-〇〇の一部、〇〇-〇〇、〇〇-〇〇の一部における建築基準法第43条第2項第2号許可に関する協定図及び現況写真	※	1																—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
24	R3. 4. 15	R3. 6. 14	平成27年6月29日付け裁決書 (24建審・請第5号 審査請求事件)															当該公文書は、東京都情報公開条例第18条2項に規定する都の図書館等図書、資料、刊行物等を閲覧に供することを目的とする施設において、一般に閲覧させることができるものとされているものと同一の情報が記載されているため	都市整備局市街地建築部調整課
25	R3. 6. 2	R3. 6. 14	狛江市〇〇三丁目〇〇番〇〇の一部における建築基準法旧法43条第1項ただし許可に関する協定図、道に関する協定書、道に関する協定承諾書	3	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
26	R3. 6. 10	R3. 6. 14	東京都東久留米市〇〇三丁目〇〇番〇〇における旧建築基準法第43条第1項ただし書許可に関する協定図、道に関する協定書及び道に関する協定承諾書	2	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
27	R3. 6. 4	R3. 6. 16	令和3年5月12日付 BCJ21本建確015 上記についての建築計画概要書の写し	※	1													—	都市整備局市街地建築部建築指導課
28	R3. 5. 11	R3. 6. 17	経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書(申請者:有限会社〇〇 受付年月日:令和3年1月18日 行政庁整理番号:〇〇)	7	1						1	1	1					(7条2号) 技術職員名簿は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 営業利益、減価償却実施額、完成工事高、元請負工事高及び契約後VEに係る完成工事高の評価の特例は、法人の財務等に関する内部管理情報であって、公にすることにより、資産や経営状況、経営方針等が明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、代理人の住所、氏名、電話番号、FAX番号及び委任事項記載事項(印影を除く)は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理事項に関する情報で、公にすることにより、当該法人に競争上又は事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
29	R3. 6. 10	R3. 6. 18	令和3年3月23日付 第ERI-20046739号 上記についての建築計画概要書の写し	9	1														—	都市整備局市街地建築部建築指導課
30	R3. 6. 11	R3. 6. 18	建築計画概要書 平成16年度 第0409号	4	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
31	R3. 6. 10	R3. 6. 21	「平成27年度 都市計画道路の整備に関する調査委託 報告書」(平成28年3月)のうち次の部分 (1) 都市計画道路の優先性の評価結果一覧(3-120頁) (2) 都市計画道路の優先性の評価結果一覧(3-123頁)	※	1														—	都市整備局都市基盤部街路計画課
32	R3. 6. 7	R3. 6. 21	東京都建設業許可台帳(東京都知事許可 令和3年6月現在)	※	1														—	都市整備局市街地建築部建設業課
33	R3. 6. 9	R3. 6. 21	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和2年11月26日受付 決算変更届出書 第45期 一式(閲覧対象部分に限る)	20		1							1						印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
34	R3. 6. 10	R3. 6. 21	東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成29年7月27日受付 建設業許可申請書 一式(閲覧対象部分に限る) (2) 令和元年9月3日受付 決算変更届出書 第34期 一式(閲覧対象部分に限る)	36		1							1						印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
35	R3. 6. 10	R3. 6. 21	東京都建設業許可台帳（東京都知事許可 令和3年6月10日現在）	※	1															—	都市整備局市街地建築部建設課
36	R3. 4. 23	R3. 6. 22	「大規模な施設でのイルミネーションイベントにおけるライトアップ停止等へのお願いについて」に係る決定文書	※	1															—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
37	R3. 4. 23	R3. 6. 22	「大規模な施設でのイルミネーションイベントにおけるライトアップ停止等へのお願いについて」（施行文書）																	東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書に該当するため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
38	R3. 4. 23	R3. 6. 22	「大規模な施設でのイルミネーションイベントにおけるライトアップ停止等へのお願いについて」に係る決定文書	※	1															—	都市整備局都市づくり政策部開発企画課
39	R3. 4. 23	R3. 6. 22	「大規模な施設でのイルミネーションイベントにおけるライトアップ停止等へのお願いについて」（施行文書）																	東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書に該当するため	都市整備局都市づくり政策部開発企画課
40	R3. 4. 23	R3. 6. 22	「駅ビル等の大型商業施設における屋外照明の20時以降の消灯のお願いについて」に係る決定文書	※	1															—	都市整備局都市基盤部交通企画課
41	R3. 4. 23	R3. 6. 22	「駅ビル等の大型商業施設における屋外照明の20時以降の消灯のお願いについて」（施行文書）																	東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された文書に該当するため	都市整備局都市基盤部交通企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
42	R3. 6. 18	R3. 6. 22	建築計画概要書 平成27年度第7526号 平成28年度第5014号 平成28年度第7516号 平成29年度第7051号	27	1														—	都市整備局多摩 建築指導事務所 建築指導第一課
43	R3. 6. 16	R3. 6. 25	東京都市計画河川石神井川計画図 (住所：東京都練馬区〇〇三丁目〇〇付近)	1	1														—	都市整備局都市 基盤部調整課
44	R3. 6. 11	R3. 6. 25	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する 以下の書類 (1) 令和3年3月5日受付 建設業許可申請書 一式(閲覧対象部分に限る) (2) 令和3年4月20日受付 第32期 決算変更 届出書一式(閲覧対象部分に限る)	39	1					1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に 支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
45	R3. 6. 11	R3. 6. 25	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する 以下の書類 (1) 平成30年8月8日受付 第31期 決算変更 届出書一式(閲覧対象部分に限る) (2) 令和元年8月29日受付 第32期 決算変更 届出書一式(閲覧対象部分に限る) (3) 令和2年7月29日受付 第33期 決算変更 届出書一式(閲覧対象部分に限る)	46	1					1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に 支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街 地建築部建設業 課
46	R3. 6. 18	R3. 6. 28	東京都市計画河川石神井川計画図 (住所：東京都西東京市〇〇丁目〇〇付近)	1	1														—	都市整備局都市 基盤部調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
47	R3. 4. 29	R3. 6. 28	令和2年10月28日付宮労発基1028第1号に基づき市街地建築部建設業課内で情報共有するために記録した資料	7		1													<p>(7条2号、3号及び6号) 労働者及び当該労働者に関わりのある法人に係る情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。また、法人の信用、社会的評価を損なう可能性のある情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、都の機関又は国が行う法人に対する指導監督の事務に係る情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条3号及び6号) 市街地建築部建設業課内で情報共有するために記録した資料及び事業場に係る情報は、法人の信用、社会的評価等を損なう可能性のある情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、都の機関又は国が行う法人に対する指導監督の事務に係る情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局市街地建築部建設業課
48	R3. 4. 29	R3. 6. 28	平成26年1月1日以降、建設業法第41条第2項に基づいて特定建設業者へ東京都知事が行った「勧告」の通知書及び当該「勧告」に従わない場合において必要があると認めて東京都知事が行った建設業法第28条第1項柱書に基づく「指示」の通知書					1											当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しない。	都市整備局市街地建築部建設業課
49	R3. 6. 16	R3. 6. 28	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成30年8月9日受付 決算変更届出書第27期 一式 (閲覧対象部分に限る) (2) 令和元年8月21日受付 決算変更届出書第28期 一式 (閲覧対象部分に限る) (3) 令和2年8月24日受付 決算変更届出書第29期 一式 (閲覧対象部分に限る)	113		1													印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
50	R3. 6. 16	R3. 6. 28	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成31年3月22日受付 決算変更届出書 平成27年2月1日から平成28年1月31日 一式 (閲覧対象部分に限る) (2) 平成31年3月22日受付 決算変更届出書 平成28年2月1日から平成29年1月31日 一式 (閲覧対象部分に限る) (3) 平成31年3月22日受付 決算変更届出書 平成29年2月1日から平成30年1月31日 一式 (閲覧対象部分に限る)	51		1												印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
51	R3. 6. 21	R3. 6. 28	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 平成28年10月31日受付 建設業許可申請書 一式 (閲覧対象部分に限る)	40		1												印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課
52	R3. 6. 23	R3. 6. 28	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 (1) 平成30年8月27日受付 第50期 決算変更届出書 一式 (閲覧対象部分に限る) (2) 令和元年6月11日受付 第51期 決算変更届出書 一式 (閲覧対象部分に限る) (3) 令和2年8月21日受付 第52期 決算変更届出書 一式 (閲覧対象部分に限る)	54		1												印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建設業課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。